

業 務 等 回 答 書

提出日：令和6年3月11日

発注機関名	長野県上田地域振興局	公 告 日	令和6年3月8日
業 務 名 業 務 箇 所 名	遊休不動産を活用したワイン関連ビジネス創出事業業務 長野県上田市、東御市及び県外		
質 問 内 容	<p>① 共同企業体（JV）が応募者・提出者や業務実施者になることは可能でしょうか。また、応募者・提出者が個人の場合、参加申込書提出のあとに応募者・提出者が所属する法人や共同企業体が企画提案書の提出者や業務の実施者になることは可能でしょうか。</p> <p>② 応募者・提出者が法人の場合、様式第1号「公募型プロポーサル方式実施公告」の「2 応募資格要件」の（6）に「労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務があるものにあつては、これらに加入していること」が意味するところは、応募時に決まっている要員にその権利がある場合はこれらに加入している必要があるということでしょうか。要員が全て決まっていない場合はどうなりますでしょうか。</p> <p>③ 様式第1号「公募型プロポーサル方式実施公告」の「8 見積書の提出」にある見積書の各費目に関して、契約締結後の事業実施時に経費の費目間流用は可能でしょうか。</p> <p>④ 企画提案書の様式第8号「企画書」の「3 業務に要する経費及びその内訳」には、積算根拠の添付・提出が必要でしょうか。</p>		

回答日：令和6年3月12日

回 答	<p>①本業務では、実施公告6(3)イに記載のとおり、一部業務について再委託をすることや、企画協力を受けることが可能です。共同企業体の参加申込は、想定していません。</p> <p>参加申込者は、企画提案者及び業務実施者と一致します。</p> <p>そのため、参加申込者が個人の場合、企画提案者及び業務実施者も参加申込をした個人となります。</p> <p>②法人の場合、法人として加入義務の有無を判断し、該当する書類をご提出いただくことになります。</p> <p>③可能です。</p>
-----	---

	④経費の内訳が分かれば、積算根拠の添付・提出は不要です。
--	------------------------------